改正後

目次

第一章　建築主が講ずべき措置
第一節　特定建築物の建築主の基準適合義務等（第一条―第十一条）
第二節　一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能の確保に関するその他の措置（第十二条―第十五条）
第三節　特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定等（第十六条―第二十一条）
第四節　住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅に係る措置（第二十二条）
第二章　建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等（第二十三条―第二十九条）
第三章　建築物のエネルギー消費性能に係る認定等（第三十条―第三十三条）
第四章　登録建築物エネルギー消費性能判定機関等
第一節　登録建築物エネルギー消費性能判定機関（第三十四条―第六十四条）
第二節　登録建築物エネルギー消費性能評価機関（第六十五条―第八十条）
第五章　雑則（第八十一条―第八十二条）
附則

第一章　建築主が講ずべき措置

第一節　特定建築物の建築主の基準適合義務等

（建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類の様式）

第一条　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）第十二条第一項（法第十五条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により提出する建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類は、別記様式第一による計画書の正本及び副本に、それぞれ次の表の（い）項及び（ろ）項に掲げる図書（当該建築物エネルギー消費性能確保計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の（ろ）項に掲げる図書に代えて同表の（は）項に掲げる図書）その他所管行政庁が必要と認める図書を添えたもの（正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）とする。

	図書の種類	明示すべき事項
（い）	設計内容説明書	建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであることの説明
	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺及び方位 敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別 空気調和設備等及び空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備（以下この表において「エネルギー消費性能確保設備」という。）の位置

改正前

目次

第一章　建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等（第一条―第六条）
第二章　建築物のエネルギー消費性能に係る認定等（第七条―第十条）
第三章　登録建築物エネルギー消費性能判定機関等
第一節　登録建築物エネルギー消費性能判定機関（第十一条―第二十九条）
第二節　登録建築物エネルギー消費性能評価機関（第三十条―第三十二条）
附則

［章を加える。］

［節を加える。］

［条を加える。］